

特集

地域のネットワークによる 子供・若者支援の取組

特集

1 はじめに

次代を担う子ども・若者育成支援は、我が国社会の発展に関わる重要課題であるが、ニート・ひきこもり・不登校・非行など子供・若者を巡る諸問題の深刻化が指摘されている。

これらの諸課題に対応するため、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）（以下本特集において「法」という。）が施行され、子ども・若者育成支援の実施が地方公共団体の責務（法4条）とされた上に、子供・若者への相談拠点（「子ども・若者総合相談センター」（以下本特集において「センター」という。））の設置（法13条）や、社会生活を営む上で困難を有する子供・若者を支援する地域ネットワーク（「子ども・若者支援地域協議会」（以下本特集において「協議会」という。））の設置（法19条）などが地方公共団体の努力義務とされたことから、全国各地域において、関係機関・団体が連携し、ネットワークを組んで子ども・若者育成支援に取り組んでいる。

平成27（2015）年度は、「子ども・若者育成支援推進法」の施行から5年が経過する節目の年に当たるが、今後の地域における子ども・若者育成支援を展望する上では、現時点の取組状況や事例を取りまとめ、そこから浮かび上がる課題と成果を踏まえていくことが重要である。そこで、今回の特集では、平成26（2014）年度に内閣府が行った調査結果をもとに、地方公共団体による困難を有する子供・若者の実態把握の状況や、協議会、センター等を含めた地域における様々なネットワークによる子供・若者支援の現状と課題、地域における先進的な取組事例を紹介する¹。

2 困難を有する子供・若者に関する実態把握の状況

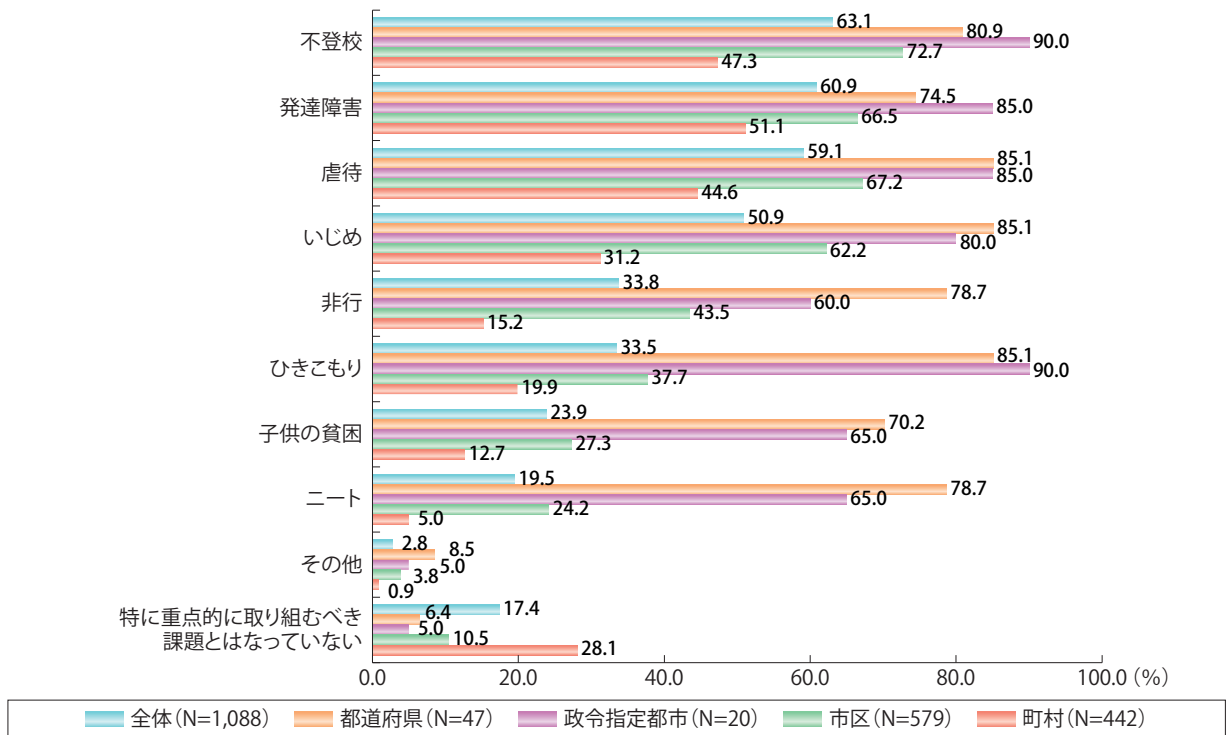
(1) 重点的に取り組むべき政策課題

調査結果では、子供・若者が抱える困難のうち約6割の地方公共団体が、「不登校」（63.1%）、「発達障害」（60.9%）、「虐待」（59.1%）を、半数が「いじめ」を重点的に取り組むべき政策課題と考えている。

一方、近年社会問題化している「ひきこもり」、「ニート」を課題と考える地方公共団体はそれぞれ33.5%、19.5%であった。

1 本特集で掲載しているデータは、特に断りのない限り、2. 及び3. に掲載のものは平成26年8月現在（全ての都道府県及び市区町村1,788のうち、1,088から回答のあったもの）のもの、4. に掲載のものは平成26年10月現在のものである。

図表1 重点的に取り組むべき政策課題

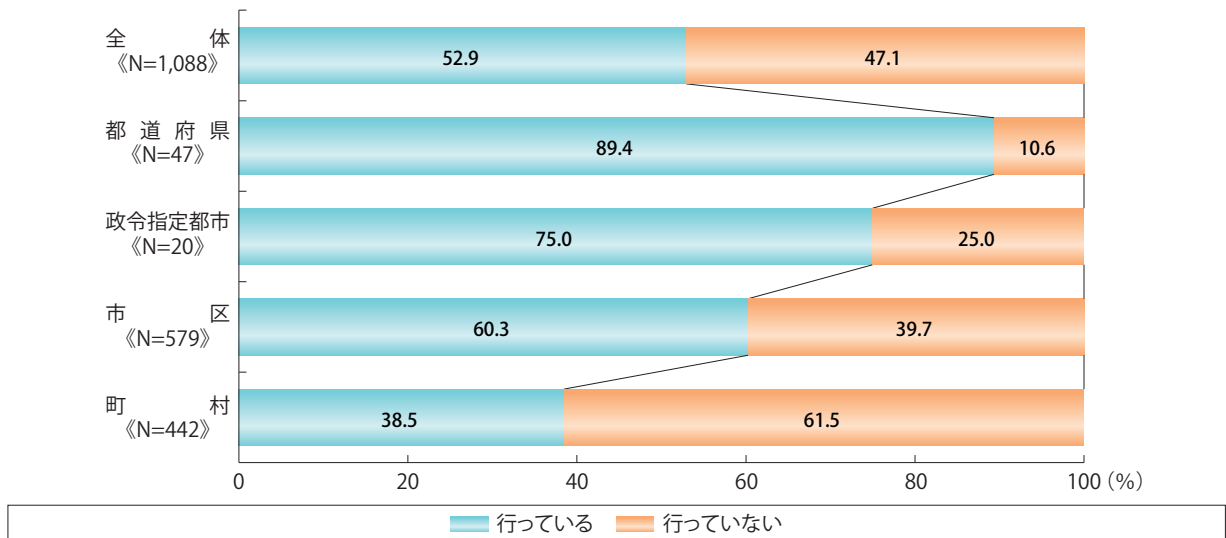


出典：内閣府調べ

(2) 地方公共団体独自の実態把握

困難を有する子供・若者の実態把握の状況をみると、「行っている」地方公共団体が半数をやや上回る52.9%であった。

図表2 地方公共団体独自の実態把握状況

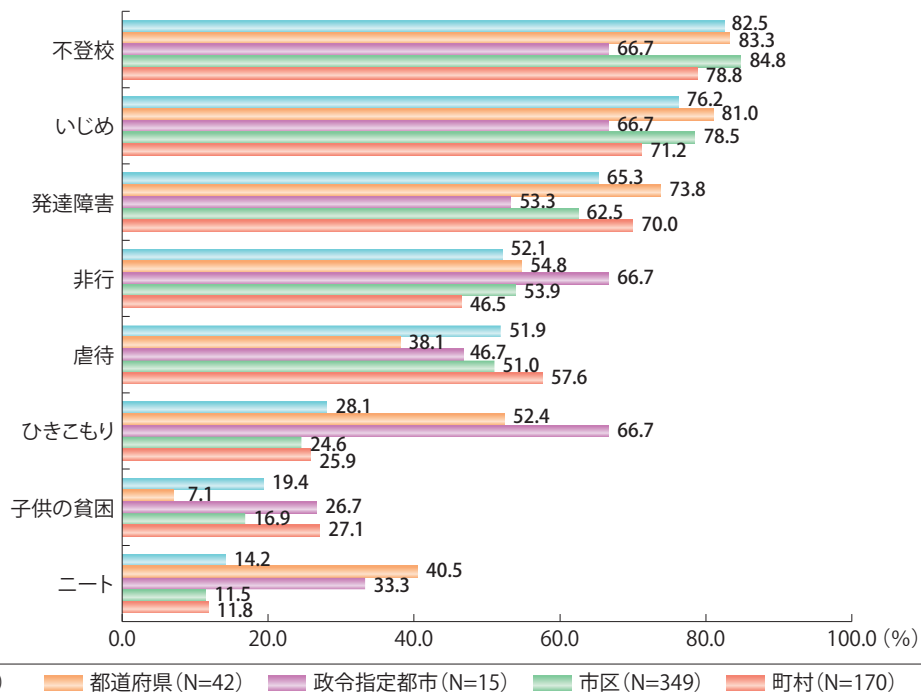


出典：内閣府調べ

地方公共団体による独自の実態把握の状況をみると、重点的に取り組むべき政策課題として最も多く挙げた「不登校」が、実態把握についても82.5%と最も多い。次いで、「いじめ」(76.2%)、「発達障害」(65.3%)の順であった。「ひきこもり」、「ニート」を挙げている地方公共団体は、全体ではそれ

ぞれ28.1%、14.2%と少ないが、都道府県、政令指定都市では比較的多く、都道府県の半数を超える地方公共団体が「ひきこもり」について、4割が「ニート」について独自の調査等を実施している。

図表3 地方公共団体独自の実態把握の状況



出典：内閣府調べ

3 困難を有する子供・若者を支援する様々なネットワーク

(1) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援ネットワーク

ア 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題は複雑・深刻な状況にあり、これらの問題に対応するには単一の機関だけでは困難であることから、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うことが有効である。

法は、地方公共団体にこのような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めることを求めている（法第19条）。

なお、法第24条では、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の**秘密保持義務**を課しており、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

平成27（2015）年4月現在、全国で80か所の協議会が設置されている。

イ 子ども・若者総合相談センター

センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他必要な情報提供を行う拠点として設けられるものである。

その趣旨は、幅広い分野にまたがる子供・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことである。必ずしも、子供・若者に関する全ての問題をセンターだけで解決することが求められるものではないが、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一元的な受け皿となり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。